

福島県青少年会館では

青少年活動助成事業

を

行っています！

～宿泊・研修などで 福島県青少年会館を
使用する際の施設使用料を助成します～



助成対象団体

- 原則として、県内の団体であること
- 青少年団体
ボーイスカウトやガールスカウト、
スポーツ少年団など
 - 子ども会・少年会など
 - サークル・クラブなど
 - 青少年の育成や自立支援等に関わる
団体、NPO及びその指導者など

助成対象期間

令和4年4月1日

～令和5年3月21日

※5万円を限度として交付します。

詳しくは裏面をご覧ください

公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構

福島県青少年会館

TEL 024-546-8311

FAX 024-546-8312

〒960-8153 福島県福島市黒岩字田部屋 53-5 年中無休(年末年始は除く)

<http://fukushima-youth.com/>

福島県青少年会館青少年活動助成事業について

①助成要件

次に掲げるようなプログラムに対して、助成金を交付します。

1. 福島県青少年会館に概ね15名以上で1泊以上の宿泊をし、各種の体験活動、レクリエーション活動、ボランティア活動などの自主活動を行うこと。

～例～

- 子ども会などの夏休みの宿泊事業
- スポーツ少年団などのスポーツ合宿
- 青少年団体の宿泊を伴う各種体験活動など

2. 福島県青少年会館を利用して青少年の健全育成や自立支援等に関する講習会、研修会、シンポジウム、セミナーなどを行うこと。

～例～

- 青少年健全育成に関わる講習会や研修会
- 子どもや若者の自立支援に関わるシンポジウムやセミナーなど

※大会や遠征試合の宿としての利用の場合には、助成対象となりません。

②助成対象となる事業期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月21日（火）

③助成金額

助成は、一団体1回に限り申請できます。

助成額は、**会館利用料**の総額の50%以内で、5万円を限度として交付します。

④会館利用料

宿泊料・研修室及び体育館使用料（飲食費は助成対象となりません。）

⑤手続き

1. 助成希望団体は、事業実施の30日前までに、助成金交付申請書を提出してください。
2. 申請を受けた会館は、書類受理後7日以内に助成の審査を行い、助成にふさわしい団体には、助成金交付決定通知書を送付します。
3. 助成金交付申請書に変更がある場合は、速やかに（事業実施10日前までに）計画変更申請書を提出してください。
4. 計画変更申請書の提出を受けた会館は、書類審査の上、事業実施日前までに助成金変更通知書を送付します。
5. 事業終了後、30日以内に実績報告書を提出してください。書類の審査の上、内容が妥当であれば、助成金の額を確定し、実績報告書の受理後10日以内に指定の口座に助成金を振り込みます。